

○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）

改正案	現行
<p>第一章～第三章（略）</p> <p>第三章の二 仮想通貨（第二十条の二・第二十条の三）</p> <p>第四章 資金清算（第二十一条・第二十二条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第二十七条―第三十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「資金移動業者」、「仮想通貨」、「仮想通貨交換業」、「仮想通貨交換業者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」、「銀行等」又は「紛争解決等業務」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、資金移動業者、仮想通貨、仮想通貨交換業、仮想通貨交換業者、認定資金決済事業者協会、信託会社等、銀行等又は紛争解決等業務をいう。</p> <p>（前払式支払手段発行者が電子公告により前払式支払手段の払戻しの公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）</p>	<p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 資金清算（第二十一条・第二十二条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>第七章 雑則（第二十七条―第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「資金移動業者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、資金移動業者、認定資金決済事業者協会、信託会社等又は銀行等をいう。</p>

第九條の二 法第二十條第二項の規定による公告を電子公告（会社法第二條第三十四號に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第二十條第三項及び第四項において会社法の規定を準用する場合における同條第三項及び第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十條第一項第三号	異議を述べる	債権の申出をする
第九百四十條第三項（各号を除く。）	前二項	第一項
	これらの	同項の

（基準日に係る特例）

第九條の三 法第二十九條の二第二項の規定の適用がある場合における法第二十三條の規定の適用については、同條第一項第一号中「基準期間」とあるのは、「基準期間（法第二十九條の二第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日（同條第二項に規定する特例基準日をいう。）の翌日から次の通常基準日（同條第二項

（新設）

に規定する通常基準日をいう。以下この号において同じ。）までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む基準期間及び当該基準期間の直前の基準期間」とする。

2 法第二十九条の二第三項及び第四項に規定する政令で定める期間は、一年とする。

（履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等）

第十七条 法第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証金（法第四十三条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十九条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十九条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（第三項において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。

一 （略）

二 資金移動業の全部について法第五十九条第一項の権利（以下この号、次号、第三項及び第十九条において「権利」という。）の実行の手続が終了した場合 供託した履行保証金の額から権利の実行の手続に要した費用を控除した残額

三 資金移動業の一部について権利の実行の手続が終了した場合

供託した履行保証金の額から権利の実行の手続に要した費用及び当該権利の実行の手続が終了した日における未達債務の額（法第

（履行保証金の取戻しができる場合の区分及び取戻可能額等）

第十七条 法第四十三条第一項又は第四十六条の規定により履行保証金（法第四十三条第三項の規定により供託した債券（同項に規定する内閣府令で定める債券をいう。第十九条第八項において同じ。）を含む。以下この条及び第十九条第五項において同じ。）を供託した者又はその承継人（第三項において「供託者」と総称する。）は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、金融庁長官の承認を受けて、当該各号に定める額の履行保証金を次の基準日までに取り戻すことができる。

一 （略）

二 法第五十九条第一項の権利（以下この号、第三項及び第十九条において「権利」という。）の実行の手続が終了した場合 供託した履行保証金の額から権利の実行の手続に要した費用を控除した残額

（新設）

四十三条第二項に規定する未達債務の額をいう。第五号において同じ。）を控除した残額

四 資金移動業の全部を廃止しようとする場合であつて、次項に定めるとき 供託した履行保証金の全額

五 資金移動業の一部を廃止しようとする場合であつて、次項に定めるとき 供託した履行保証金の額から同項に定める場合に該当することとなつた日における未達債務の額を控除した残額

2 法第四十七条第三号に規定する政令で定める場合は、資金移動業者が法第六十一条第三項の規定による公告（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由による当該業務の承継に係る公告を除く。）をし、かつ、廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に關し負担する債務に係る債権者のうち知れている者には、各別にこれを通知した場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に關し負担する債務を履行したとき。

二 資金移動業者がその責めに帰することができない事由によつて廃止しようとする資金移動業として行う為替取引に關し負担する債務の履行をすることができない場合であつて、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該債務に係る債権者から申出がないとき。

3 (略)

三 次項に定める場合 供託した履行保証金の全額

(新設)

2 法第四十七条第三号に規定する政令で定める場合は、資金移動業者が法第六十一条第三項の規定による公告（事業譲渡、合併又は会社分割その他の事由による当該業務の承継に係る公告を除く。）をし、かつ、知れている債権者には、各別にこれを通知した場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 その行う為替取引に關し負担する債務を履行したとき。

二 資金移動業者がその責めに帰することができない事由によつてその債務の履行をすることができない場合であつて、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該債務に係る債権者から申出がないとき。

3 (略)

（履行保証金に係る権利の実行の手続）

第十九条 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権（既に権利の実行の手続が終了したものと及び為替取引に関し負担する債務の履行を完了した場合として第十七条第二項に定める場合における当該債務に係るものを除く。）に関し、金融庁長官に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。

2～14 （略）

（資金移動業者が電子公告により資金移動業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十条 法第六十一条第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。）によりする場合について、法第六十一条第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

（履行保証金に係る権利の実行の手続）

第十九条 資金移動業者がその行う為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、当該債務に係る債権（既に権利の実行の手続が終了したものを除く。）に関し、金融庁長官に対して、その権利の実行の申立てをすることができる。

2～14 （略）

（資金移動業者が電子公告により資金移動業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十条 法第六十一条第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によりする場合について、法第六十一条第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)

第三章の二 仮想通貨

(新設)

(仮想通貨交換業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第二十条の二 法第六十三条の五第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者とする。

(新設)

(仮想通貨交換業者が電子公告により仮想通貨交換業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第二十条の三 法第六十三条の二十第三項の規定による公告を電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。)によりする場合について、法第六十三条の二十第六項及び第七項において会社法の規定を準用する場合における同条第六項及び第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項 (各号を除く。)	前二項	第一項
	これらの	同項の

(異議を述べた資金移動業等関係業者の数の資金移動業等関係業者の総数に占める割合)

第二十五条 (略)

(前払式支払手段に関する財務局長等への権限の委任)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により前払式支払手段発行者の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4・5 (略)

(資金移動業に関する財務局長等への権限の委任)

第二十九条 (略)

2 法第五十四条第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(次項において「検査等」という。)で資金移動業者の本店以外の営業所(以下この条において「支店」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又

(異議を述べた資金移動業者の数の資金移動業者の総数に占める割合)

第二十五条 (略)

(前払式支払手段に関する財務局長等への権限の委任)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により、前払式支払手段発行者の従たる営業所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該前払式支払手段発行者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4・5 (略)

(資金移動業に関する財務局長等への権限の委任)

第二十九条 (略)

2 法第五十四条第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(次項において「検査等」という。)で資金移動業者の本店以外の営業所(以下この条において「支店」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又

は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により資金移動業者の支店に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該資金移動業者の本店又は当該支店以外の支店に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。

4・5 (略)

(仮想通貨交換業に関する財務局長等への権限の委任)

第三十条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の二の規定による権限（第四項において「長官権限」という。）は、仮想通貨交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。）の本店（法第二条第九項に規定する外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者にあっては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第六十三条の十五第一項及び第二項（これらの規定を情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）附則第八条第二項の規定により適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、資金移動業者の支店に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該資金移動業者の本店又は当該支店以外の支店に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。

4・5 (略)

(新設)

2 | 法第六十三条の十五第一項及び第二項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で仮想通貨交換業者の本店以外の営業所（以下この条において「支店」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 | 前項の規定により仮想通貨交換業者の支店に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該仮想通貨交換業者の本店又は当該支店以外の支店に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。

4 | 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 | 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。